

「振込規定」一部改定のお知らせ

2022年11月
水島信用金庫

平素は当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。
令和5年1月4日より「振込規定」を下記のとおり変更いたします。
今後もより一層金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 2023年1月4日
2. 改定内容

改正後(新)	現行(旧)
<p>1. (適用範囲) 省略</p> <p>2. (振込の依頼) (1) 省略 ① 省略 ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書(所定の要件を満たすもので当金庫が認めたものを含みます。)を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所、電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。(以下削除)</p> <p>③ 省略</p> <p>(2) ①～④ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>1. (この規定の取引に係る契約の成立) 削除</p> <p>2. (適用範囲) 省略</p> <p>3. (振込の依頼) (1) 省略 ① 省略 ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書(所定の要件を満たすもので当金庫が認めたものを含みます。)を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所、電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。<u>なお、預金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。</u></p> <p>③ 省略</p> <p>(2) ①～④ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>

<p>3.(振込契約の成立) (1)～(3)省略</p> <p>4.(振込通知の発信) (1) 省略 ①～② 省略 (2) 省略</p> <p>5.(証券類による振込) 省略</p> <p>6.(取引内容の照会等) (1)～(3)省略</p> <p>7.(依頼内容の変更) (1) 省略 ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の振込変更依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>② 当金庫は、振込変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2) 省略 (3) 省略</p> <p>8.(組戻し) (1) ①～③ 省略 (2)前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却について、提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたと、その振込資金を返却したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>9.(通知・照会の連絡先) (1)～(2)省略</p>	<p>4.(振込契約の成立) (1)～(3)省略</p> <p>5.(振込通知の発信) (1) 省略 ①～② 省略 (2) 省略</p> <p>6.(証券類による振込) 省略</p> <p>7.(取引内容の照会等) (1)～(3)省略</p> <p>8.(依頼内容の変更) (1) 省略 ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2) 省略 (3) 省略</p> <p>9.(組戻し) (1) ①～③ 省略 (2)前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、<u>第 7 条第 2 項の規程を準用します。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>10.(通知・照会の連絡先) (1)～(2)省略</p>
--	---

<p><u>10.</u>(手数料)</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2)</u> 依頼内容の変更の受付にあたっては、当金庫が別にお知らせした所定の振込変更手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。</p> <p><u>(3)</u> 組戻しの受付にあたっては、当金庫が別にお知らせした所定の組戻手数料をいただきます。この場合、<u>第 1 項</u>の振込手数料は返却しません。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p><u>11.</u>(災害等による免責)</p> <p>省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p><u>12.</u>(譲渡、質入れの禁止)</p> <p>省略</p> <p><u>13.</u>(預金規定等の適用)</p> <p>省略</p> <p><u>14.</u>(規定の変更)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p>	<p><u>11.</u>(手数料)</p> <p>(1) 省略</p> <p>新設 (2)</p> <p><u>(2)</u> 組戻しの受付にあたっては、当金庫が別にお知らせした所定の組戻手数料をいただきます。この場合、<u>前項</u>の振込手数料は返却しません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p><u>12.</u>(災害等による免責)</p> <p>省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p><u>13.</u>(譲渡、質入れの禁止)</p> <p>省略</p> <p><u>14.</u>(預金規定等の適用)</p> <p>省略</p> <p><u>15.</u>(規定の変更)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p>
--	--

(下線部分が改定箇所)

以上